

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年1月16日開催（主要行等）]

1. 令和6年12月28日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年12月28日からの大雪にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雪に伴う災害等に関し、青森県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 資産運用立国・顧客本位の業務運営

- 資産運用立国については、総理大臣、金融担当大臣からも引き続き力を入れてさらに発展させると御発言があったように、金融庁としてこの力強い Momentum が失われないよう引き続き取り組んでいく。
- 同時に、社会経済の変化に対応して、PDCA を回していくことが重要であり、新しい事象に応じて変えるべきところは柔軟に変えていきたいので、お気づきの点があれば気兼ねなく御相談いただきたい。
- 顧客と金融機関の情報の非対称といった問題もあるなか、金融機関の皆様自身が顧客の立場であったとしても満足できる、利益にかなっていると思えるような商品を提供できるよう、顧客本位の業務運営が商品開発や営業の現場まで徹底されるようお願いしたい。

3. 令和7年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和7（2025）年度税制改正要望においては、
 - ・ 「資産所得倍増プラン」「資産運用立国」の実現

- ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
- ・安心な国民生活の実現として、保険関連

などの項目を要望した。

○ その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、

- ・NISAの利便性向上等
- ・企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

○ NISAの利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。

○ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型DC・iDeCo全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ7,000円引き上がり、iDeCoの拠出限度額は最大で約3倍になることとなった。また、自営業者のiDeCo等の全体の拠出限度額も同様に7,000円引き上がることとなった。

○ なお、「NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認」については、「金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、その在り方の検討を行う」と記載されている。

○ 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援をいただいた。引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていききたい。

4. NISA 利用状況調査結果について（2024年9月末）

○ 2024年9月末時点のNISA口座数は約2,509万口座、総買付額は合計約49.0兆円となった。2024年1月から9月までの間、2023年の同時期と比較して、口座数は約2倍のペースで、買付額は3倍以上のペースで増加してお

り、今や 18 歳以上の国民の 4 人に 1 人に、NISA 口座を保有いただいている。

- 引き続き、繰り返しになるが、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新 NISA 制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行うとともに、顧客本位の業務運営を徹底いただきたい。

<周知・広報を行う上での留意点>

利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を適切に理解できるような周知・広報を行うこと。

- ・利用者自身が、それぞれのライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
- ・長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
- ・資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。

<顧客対応を行う際の留意点>

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・販売後のフォローアップ等

5. 金融システムの安定・信頼の確保

- 金利のある世界に入っているなか、我が国の銀行は総じて充実した流動性や資本を有していると評価しているが、各国の政治動向や地政学的リスクなど、様々なリスク要因があるなか、金融を取り巻く経済・社会の変化を予断なく注視いただくとともに、リスク管理態勢を整えていただくようお願いしたい。
- 人口動態の変化やテクノロジーの進展に伴う構造的な変化など、長期的な

リスク要因についても十分に展望し、より頑健なビジネスモデルの構築に努めていただきたい。

- 一方で、最近、金融市場・金融機関の信頼を揺るがしかねない事案が金融庁も含めて相次いで生じていることについて深刻に受け止めている。
- 顧客からの信頼は預金や財産を預かる銀行業を営むうえで重要なアセットである。信頼を損なえば金融業そのものを揺るがしかねないと危機感を持っているところであり、経営陣の主導のもと、原因の究明や再発防止に向けて、不断の取組を進めていただきたい。

6. 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」の開催について

- 2025年1月から、全国銀行協会を始めとする各業界団体や外部有識者から御協力いただきながら、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催する。
- 本懇談会では、段階別評価の水準感や定義等について議論を行い、業態横断的な共通認識の形成を目指したい。
- また、本懇談会を通じて、信用を前提とする金融機関全体の内部監査水準の向上を促し、国内外のステークホルダーの信頼確保に資するような目線を提示するとともに、金融セクター以外の事業会社や海外金融監督当局も活用できる目線を提供していきたい。
- これまでも折に触れて言及しているが、実効性ある内部監査は、金融機関が持続的に適切な金融仲介機能を発揮していく上で不可欠な前提である。そのため、経営陣等は、内部監査の重要性・有用性をより強く認識した上で、これまで金融庁が紹介した取組事例も参考にしつつ、自金融機関の規模・特性に応じたような内部監査を目指すのかを議論し、高度化に向け不断の取組を進めていただきたい。

7. 適切な事業者支援について

- （常々触れているが、）各金融機関においては、日々、顧客企業との日常的・継続的なコミュニケーションを通じ、経営改善・事業再生等に資する資金繰りを含めた様々な支援に尽力いただいているものと理解している。

○ そこで支援の過程においては、中には顧客企業の背景等にある外部の支援関係者等との連携により実施するケースもあろうかと思う。

ただし、中には、

- ・ 融資に関し無登録で仲介業務を行った疑いで逮捕されたケースや、
- ・ 後継者のいない企業に買収を持ち掛け、資産を譲渡させてから放置するといった件に関わる悪質なM&A仲介業者が存在する

との報道もある。

○ そのような者に関与あるいは利用されることは、公共性を有し経済的に重要な機能を営む各金融機関にとってあってはならないし、更に言えば、顧客企業への健全な経営支援の文脈においてもマイナスの結果となりかねない。

○ こうした観点からも、引き続き、顧客企業との間でのよりきめ細かなコミュニケーションを通じ、できる限りその事情や背景等を確認・把握いただき、万が一の場合は、警察当局との連携も視野に含めた、最良・最適なソリューションの提案・実行をお願いしたい。

8. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

○ 経営者保証改革プログラムの進捗について、2024年12月末に上期の実績を公表した。「新規融資件数のうち、経営者保証に依存しない融資件数の割合」は全業態平均で52.6%となり、2023年度の47.5%から着実に伸びて、半数を超える結果となった。

○ また、「新規融資件数のうち、経営者保証に依存しない融資件数と、有保証で適切な説明・記録を行った件数の合計の割合」は、全業態平均で98.8%となった。係る数値については、経営者保証改革プログラムにおいて100%とする目標を掲げており、2024年11月に開催した「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」においても、加藤大臣からこの目標達成を強くお願いさせていただいたもの。「経営者保証に依存しない融資」の促進を含めて、引き続き積極的な取組をよろしくお願いしたい。

○ 実績公表に合わせて、金融庁において、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、信用保証協会との更なる連携強化等に向けて、事例集を作成・公表した。今後の態勢整備に当たっては、こちらにも是非参照していただきたい。

- なお、上期の個別行の実績については、2025年1月末を目途に公表予定である。

9. 中堅企業・中小企業への経営人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリア）」について、御報告する。
- 各金融機関においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリアを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていた。
- 2024年末に令和6年度補正予算が成立したところであるが、今後レビキャリアは、中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加速化する観点から、経済産業省と連携して実施していくこととなった。
- 両省庁が連携することにより、事業の予算規模は現在の規模の約3倍の約20億円を想定しており、今後もレビキャリアを盛り上げていくために十分な予算が確保できた。
- 中堅企業・中小企業の経営人材不足の課題は深刻であり、早急に対策を講じていく必要があると認識している。これを踏まえ、これまでレビキャリアは地域金融機関が主な仲介役として機能してきたところであるが、この仲介役として、地域金融機関に限らず、ここにいる金融機関も柔軟に参画いただけるよう制度を変えていく予定である。今後、御認識いただきたい。

10. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、2024年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2024年12月18日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約72%となり、引き続き増加しているほか、導入予定とする金融機関も約21%となっている。
- 他方、一部には、業務体制の構築が困難とするほか、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られ

る。

- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要であり、各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて前向きな検討をお願いしたい。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

11. 金融・資産運用特区における外国人顧客の口座開設支援ネットワークについて

- 金融・資産運用特区における取組として、海外からのビジネス進出を志向する外国人の銀行口座開設を支援するため、金融機関・地方公共団体によるネットワークの構築を進めている。
- 本取組は、外国人による銀行口座の開設において、言語の壁、審査書類の不備への対応等で、開設までに多くの事務手続負担や時間を要するケースがみられることを踏まえ、運用面において、迅速化・円滑化を図るものである。
- 2024年の取組始動時より参加されている金融機関においては、地方公共団体との連携態勢の具体化に向けた検討に御協力いただいた。
- 金融庁として取りまとめる対象エリアの追加に伴い、参加要領をより具体化した上で、改めて参加金融機関の募集について周知しているところ、これまで参加を見送っていた金融機関も含め、積極的な参加を御検討いただきたい。

12. サイバー安全保障について

- 2024年6月から11月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024年11月29日に同有識者会議の提言が示された。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html (内閣官房ウェブサイト)

- 今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

13. 8月の市場変動に係る分析について

- 2025年1月8日に、「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2025.1) vol.1」を公表し、2024年8月上旬の日本株市場の相場変動に関する分析を紹介している。
- 急激な相場変動が起こるメカニズムを解明し金融システムに対するリスクを評価することは、金融機能の安定のためにも重要である。一部の金融機関からは、市場での取引動向のヒアリングやデータ提出に御協力いただいた。
- これに加えて、今回のレポートでは、日経平均先物取引の注文・取引明細データを用いて、当時の市場の需給の偏り、主体別の取引集中度、価格変動への影響度、流動性等について分析を行っている。市場関係者への参考にしていただきたい。
- 今後も、高粒度データの利用も含めて、株式市場等の実態把握や分析に取り組んでいく。

14. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ13,000人以上の方に参加いただいた。次回は、新たに運営に加わっていただくFintech協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成AIなどテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AIやデジタル資産、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な

議論とネットワーキングを行う予定である。

- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関の皆様においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・日時：2025年3月3日～7日【コアウィーク】
- ・会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・主催：金融庁、一般社団法人Fintech協会
- ・ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考)：FIN/SUM 概要

- ・日時：2025年3月4日～7日[4日間] 9:00-18:00
- ・会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・チケット登録：2025年1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

15 在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策について

- 2024年6月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が犯行に利用される実態がみられることを踏まえ、対策を推進することとされた。
- 上記対策として、2024年12月、警察庁から、在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策として、在留期間の満了日の翌日以降に在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の特段の事情があることが確認されるまでの間、当該口座から現金出金や他口座への振込を制限すること等を求める旨の事務連絡が発出された。
- 各金融機関においては、当該事務連絡も踏まえ、
 - ・在留期間に基づいた預貯金口座の適切な管理を行うとともに、
 - ・顧客から在留期間の更新等の事実を確認した場合には速やかに通常どおりの取引を可能とするだけでなく、在留期間満了前に顧客に更新手続の有無を確認するなど、顧客の視点に立って適切な対応をお願いしたい。

16. マネー・ローンダリング（マネロン）等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第 5 次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は 2025 年 3 月頃を目指しており、今後パブリック・コメントに付す予定である。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、各預金取扱金融機関にお渡ししている公表物のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

17. 口座不正利用等防止対策強化に係る要請文のフォローアップについて

- 特殊詐欺を始めとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月に、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について、要請文を発出した。
- 意見交換会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025 年 1 月、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出する予定である。
- アンケートでは、要請文で求めている対応項目ごとに、対応策の実施状況を回答いただく。いずれの項目も詐欺被害等を防止する観点から重要なもの

であり、対策が完了していないものについては、具体的な検討状況や今後の対応計画を回答いただきたい。対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、経営陣が主導して検討をお願いしたい。

- なお、アンケート回収後に各金融機関の対応状況を集計・分析の上、公表できる形で各金融機関に還元したい。
- 今回のフォローアップは、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げをはかり、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とすることを目的とするものである。金融機関においては、御協力のほどお願いしたい。

18. FSB 移行計画ワーキンググループ（TPWG）によりまとめられたレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、御紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。

- 本報告書は2025年1月14日にFSBウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

19. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024年2月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT国債に投資した旨を表明しているものと認識している。
- CT国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各金融機関においても、CT国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション(GX)への機運を高める観点からも有意義と考えている。

(以 上)